

# 子ども・子育て支援対策調査 特別委員会報告資料

令和4年4月25日

報告事項件名	頁
(教育指導部) なし	
(学校運営部) なし	
(子ども家庭部)	
(1) 足立区立千住保育園の完全民営化に伴う運営事業者の選定について・・・	2
(2) 区立園における安全管理の見直しと徹底について・・・・・・・・・・	8
(3) 社会福祉法人朝陽会（旧南流山福社会）の状況について・・・・・・・・	11
(4) いづみ保育園への対応状況について・・・・・・・・・・・・・・・・	13

( 教育委員会 )

子ども・子育て支援対策調査特別委員会報告資料

令和4年4月25日

件名	足立区立千住保育園の完全民営化に伴う運営事業者の選定について						
所管部課名	子ども家庭部子ども施設運営課						
内容	<p><b>1 概要</b>          令和5年4月に民営化を予定している足立区立千住保育園について、足立区子ども施設指定管理者等選定審査会の答申を受けて以下のとおり選定したので報告する。</p> <p><b>2 選定内容</b></p> <p>(1) 対象施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 名称 足立区立千住保育園</li> <li>・ 所在地 足立区千住元町16-9</li> </ul> <p>※ 現在社会福祉法人太陽会が指定管理者として運営している。</p> <p>(2) 民営化の手法          土地は無償貸付（30年間）、建物・工作物・立木は無償譲渡</p> <p>(3) 選定事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者名 社会福祉法人 太陽会（理事長 小倉 将信）</li> <li>・ 所在地 足立区鹿浜五丁目28番18号</li> </ul> <p>(4) 応募事業者数          4事業者</p> <p>(5) 候補者となった理由・ポイント          特に既存園の实地調査や、施設運営の取組み、姿勢に関する評価が高かった。</p> <p>(6) 候補者となった経過</p> <p>ア 公募          令和3年12月10日～令和4年1月19日</p> <p>イ 財務状況調査の結果 B「良好である」</p> <p>ウ 選定審査会</p> <p>(ア) 審査会開催状況</p> <table border="1" data-bbox="472 1809 1350 2007"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>審査内容</th> <th>審査事業者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年 3月16日</td> <td>第一次選考（書類選考） 第二次選考（事業者、園長 予定者ヒアリング等）</td> <td>4事業者</td> </tr> </tbody> </table>	開催日	審査内容	審査事業者数	令和4年 3月16日	第一次選考（書類選考） 第二次選考（事業者、園長 予定者ヒアリング等）	4事業者
開催日	審査内容	審査事業者数					
令和4年 3月16日	第一次選考（書類選考） 第二次選考（事業者、園長 予定者ヒアリング等）	4事業者					

(イ) 委員構成 (計 9 名)

※ 役職等は令和 3 年度時点のもの。

種 別	氏 名	役 職 等
学識経験者 (有識者含む)	野口 晴子	早稲田大学政治経済学術院 大学院経済学研究科 教授
	佐々木 由美子	東京未来大学こども心理学部 こども心理学科 教授
	林 友子	帝京科学大学教育人間科学部 幼児保育学科 教授
	上原 敏子	公認会計士
関係団体代表	杉田 直子	足立区民生・児童委員
	佐藤 佳子	足立区社会福祉協議会 福祉事業部長
区職員	中村 明慶	福祉部長
	馬場 優子	衛生部長
	上遠野 葉子	子ども家庭部長

(ウ) 審査項目及び審査結果

資料 1 「足立区立千住保育園運営事業者選定結果集計表」  
(P 4～6 参照) のとおり。

### 3 添付資料

資料 1 「足立区立千住保育園運営事業者選定結果集計表」 (P 4～6 参照)

資料 2 「足立区立千住保育園の完全民営化に伴う運営事業者の選定について」 (P 7 参照)

問 題 点  
今後の方針

令和 5 年 4 月から完全民営化に向け、区の建物譲渡や土地貸借契約をはじめ、必要な手続きを進めていく。

## 足立区立千住保育園運営事業者選定結果集計表(第一次審査)

資料1

令和4年3月16日実施

		配点	太陽会	A法人	B法人	C法人
<b>1 事業計画・保育園運営</b>		<b>960</b>	<b>733</b>	<b>705</b>	<b>725</b>	<b>664</b>
(1)保育園運営	・保育園の運営方針や保育理念が的確である。年間計画が適切である。	80	71	64	66	62
	・運営施設に対する法人本部の支援体制が整っている。	80	65	58	68	57
(2)保育課程	・年齢別に発達過程を踏まえた保育のねらいや内容の記載が適切である。	80	69	57	61	58
	・食育計画・保健計画のねらいや具体的な内容の記載が適切である。	80	59	57	58	71
	・乳児と幼児の年間指導計画のねらいや内容が適切である。	80	66	66	59	66
(3)幼児教育・保育	・足立区教育・保育の質ガイドラインを踏まえ、教育・保育の質の向上のための取組みが提案されている。	80	62	66	60	46
	・法人が考える幼児教育の取組みについての提案に具体性や工夫がある。	80	60	68	62	48
(4)地域との連携	・地域との交流及び、地域の環境や人材等の資源を活用した保育の取組みに工夫がある。	80	67	61	69	46
(5)引継ぎ保育	・募集要項の内容にそった引継ぎ期間や職員配置に工夫がある。 ・移行開設準備経費についての有効な経費の使い方の提案がある。 ※引継ぎ保育の必要がない場合(現在の運営事業者)は基準点とする。	160	102	118	130	110
(6)自治体の指導検査の結果	・指導検査の指摘事項がない。(指摘事項があった場合は、指摘事項の内容によって評価する。軽度な場合や改善があれば基準点とする。) ※指導検査を受けていない場合は基準点とする。	160	112	90	92	100
<b>2 保育サービス</b>		<b>400</b>	<b>336</b>	<b>321</b>	<b>321</b>	<b>275</b>
(1)特別保育事業	・産休明け保育・延長保育・年末保育・発達支援児保育・乳幼児すこやか相談の実施に当たって工夫がある。	80	71	66	59	56
(2)家庭への情報発信	・日常的な連絡やお知らせの情報提供を発信する目的が明確で、わかりやすい表現になるよう工夫している。	80	68	67	67	57
(3)保護者との連携	・保護者と保育園が連携して行う取組みは、子育て支援や親同士の仲間作りにつながる工夫がある。	80	65	61	60	50
(4)苦情対応の体制	・苦情対応の仕組みが的確である。	80	65	64	71	52
(5)第三者評価制度	・評価の内容から園運営が充実していることが読み取れる。 ・受審結果の活用方法が的確である。 ・第三者評価受審に対する考え方が的確である。	80	67	63	64	60
<b>3 職員管理</b>		<b>480</b>	<b>401</b>	<b>357</b>	<b>374</b>	<b>333</b>
(1)職員の採用計画、職員配置及び就労環境	・職員の新規採用については、実現可能で的確である。	160	130	100	132	102
	・職員の配置計画が適切であることに加えて、保育の質を向上するための処遇改善など、人材を確保する工夫がある。	80	67	59	60	57
(2)人材育成	・人材育成計画に基づいた方針や、社会人としての育成についての考え方が的確である。	80	67	66	64	58
	・保育士の質の向上にむけた研修の計画が的確である。	80	70	66	66	61
(3)職員の健康管理	・日々の健康チェックに努めている。 ・職員の健康増進のための工夫がある。 ・職員の健康管理や健康に関する研修が計画的に工夫されている。	80	67	66	52	55

		配点	太陽会	A法人	B法人	C法人
<b>4 危機管理</b>		<b>800</b>	<b>699</b>	<b>637</b>	<b>656</b>	<b>639</b>
(1)施設整備等の安全管理、事故防止	・通常の保育の中で園児が安全に生活できるように、施設の点検、保安全管理が適切である。 ・子どもの安全教育等についての計画が適切である。	80	68	63	65	65
(2)避難訓練	・災害時における職員の役割分担や共通確認すべき事項が的確である。	80	74	62	69	63
	・年間避難訓練計画において、計画にねらいや災害の種別、発生時刻、発生場所等をバランスよく工夫して設定している。	80	74	67	67	72
(3)不審者訓練	・不審者対応訓練を計画的に実施し、子どもの安全確保や不審者侵入の体制が整っている。	80	72	64	67	69
(4)事故発生時の対応、連絡体制等	・事故防止のための対策や発生時の初期対応、その後の手順が的確である。	80	69	67	68	65
(5)災害対策	・大災害時における園児の避難方法や安全確保が的確である。	80	67	63	67	56
	・保護者にむけて、園児の避難方法や連絡方法、帰宅困難時の対応についての情報提供を工夫している。	80	68	62	62	57
(6)虐待への対応	・児童虐待防止の取組みが的確である。	80	71	70	66	66
(7)個人情報保護	・個人情報取扱マニュアルが整備され、個人情報保護対策が的確である。	160	136	119	125	126
<b>5 園児の健康管理</b>		<b>560</b>	<b>491</b>	<b>431</b>	<b>456</b>	<b>454</b>
(1)医療機関との連携、園児の健康管理	・日常の健康管理や医療機関との連携で、園児の健康管理が的確である。	80	64	66	69	63
	・乳幼児突然死症候群の予防と対応についての考え方やチェック体制が的確である。	80	67	63	68	67
(2)衛生管理	・衛生管理や感染症マニュアルの内容が的確である。	80	75	58	63	53
(3)給食	・季節感や栄養バランスを考えた献立となっている。	80	70	65	70	62
	・食育の取組みは、食材や楽しく食することへの関心等に工夫がある。 ・延長保育で夕食が必要な園児への提供内容に工夫がある。	80	68	67	63	61
(4)食物アレルギー児への対応	・食物アレルギー児対応マニュアルに沿った対応が適切である。	160	147	112	123	148
<b>6 経営の安定性（経費に関すること）</b>		<b>800</b>	<b>538</b>	<b>544</b>	<b>528</b>	<b>544</b>
(1)安定性	・財政的なリスクが少なく、保育サービスの提供のための保育内容充実や職員体制、研修が、経費の中で実施できる。 （資料：経営評価書）	320	256	256	192	256
(2)収益性	・運営能力が良好で経営能力が高い。（資料：経営評価書）	240	90	144	192	144
(3)経営効率	・効率的・効果的かつ計画的である。（資料：経営評価書）	240	192	144	144	144
<b>小 計</b>		<b>4,000</b>	<b>3,198</b>	<b>2,995</b>	<b>3,060</b>	<b>2,909</b>
<b>7 加点項目</b>			<b>223</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
(1)区内事業者加点(総得点5%)			159	0	0	0
(2)ワークライフバランス推進企業に認定(総得点の2%)			64	0	0	0
<b>第一次審査最終得点</b>			<b>3,421</b>	<b>2,995</b>	<b>3,060</b>	<b>2,909</b>
<b>得点割合</b>			<b>85.5%</b>	<b>74.9%</b>	<b>76.5%</b>	<b>72.7%</b>

第一次審査の結果、総得点の6割を満たした4事業者が、第二次審査の対象となった。

## 足立区立千住保育園運営事業者選定結果集計表（第二次審査）

令和4年3月16日実施

審査項目	配点	太陽会	A法人	B法人	C法人
<b>1 施設運営の取組み、姿勢</b>	1,600	1,380	1,250	1,120	1,080
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育事業方針が的確で、保育環境整備や保育内容に工夫がある。</li> <li>・完全民営化園の園運営に対する法人の方針が的確であり、提案に実行性がある。</li> </ul>					
<b>2 保育・教育の取組みの実行性</b>	1,600	1,360	1,350	1,010	1,060
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者が子どもの成長を確信して喜びを得られるための工夫があり、効果が見込まれる。</li> <li>・小学校との連携の取組みは、子どもの発達の連続性を意識している。</li> <li>・足立区教育・保育の質ガイドラインに沿った保育や幼児教育の取組みについての提案に具体性がある。</li> <li>・日ごろの保育に関する幼稚園、保育所、小学校等との連携に関する考え方が適切である。</li> </ul>					
<b>3 人材の確保・育成及び職員の管理の実行性</b>	2,400	1,960	1,860	1,580	1,430
<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の新規採用計画及び人材確保策が実現可能であり、処遇改善等により就業環境の向上を図っている。</li> <li>・新人研修や人材育成研修による保育士の資質向上のための研修が計画的かつ適切である。</li> <li>・職場での保育実践や研修等を通じて保育の専門性を高めるとともに、共通認識を持つ工夫が適切である。</li> <li>・職員の自己評価や課題について、園長が職員指導をするしくみが適切である。</li> <li>・職員の健康管理や人事配置、ローテーションを考慮し、円滑な園運営に反映させる考えが適切である。</li> </ul>					
<b>4 危機管理対応の実行性</b>	1,600	1,380	1,240	1,300	1,180
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故や災害発生時の対応が的確であり、提案に実効性がある。</li> <li>・虐待防止マニュアルが整備され、虐待への対応及び考え方が適切である。</li> <li>・個人情報取扱マニュアルが適切に運用され、個人情報保護対策に実効性がある。</li> <li>・食物アレルギー児対応マニュアルが整備され、医療機関と連携した対応が考えられている。</li> </ul>					
<b>5 園長予定者ヒアリング＝園長の適性或姿勢</b>	2,400	2,000	2,110	1,940	1,810
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者からの相談や苦情内容の論点整理をし、的確かつ誠実な対応ができる。</li> <li>・園運営に対する熱意と意欲があり、倫理観に裏付けられた人間性や専門知識をもって職員指導ができる。</li> <li>・災害、事故、疾病等に適切な対応ができる危機管理能力がある。</li> </ul>					
<b>6 既存園の実地調査</b>	2,400	2,245	1,995	1,915	1,860
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育環境・保育内容・衛生管理・安全管理が適切である。</li> </ul>					
<b>総得点</b>	12,000	10,325	9,805	8,865	8,420
<b>得点率</b>		<b>86.0%</b>	<b>81.7%</b>	<b>73.9%</b>	<b>70.2%</b>

第二次審査の結果、最も得点の高かった  
「社会福祉法人太陽会」が運営事業者に選定された。

## 「足立区立千住保育園の完全民営化に伴う運営事業者の選定について」参考資料

## 1 運営事業者の概要

団体名（代表者名）	社会福祉法人 太陽会（理事長 小倉 将信）
主たる事務所の所在地	東京都足立区鹿浜五丁目28番18号
設立年月日	昭和53年1月10日
目的	1 第一種社会福祉事業 （1）特別養護老人ホームの経営 2 第二種社会福祉事業 （1）保育所の経営 （2）老人短期入所事業の経営
運営実績	保育所：5施設（うち公設民営3施設）等

## 2 保育所運営方針及び年間収支計画の概要

## (1) 保育所運営方針の概要

## ア 太陽会の保育理念

「すてきな仲間とともにあゆもう」

## イ 太陽会の保育方針

- ・ 愛されていることを感じ、安心して過ごせる場所を目指す
- ・ 楽しさ、喜び、感動を共感し、認め合い、助け合い、育ち合っている集団づくりを行う
- ・ 人に対する愛情と信頼関係を築き人と関わる力を育む
- ・ 地域、保護者とともに子どもの成長を見守り、喜びを共有する

## (2) 年間収支計画の概要

		令和5年度 (運営初年度)	令和9年度 (運営5年目)
収入	委託費収入	113,360,000円	113,360,000円
	補助金事業収入	70,350,000円	70,350,000円
	その他収入	1,305,000円	1,305,000円
	計	185,015,000円	185,015,000円
支出	人件費	147,500,000円	147,500,000円
	事業費	25,080,000円	25,225,000円
	管理費	2,700,000円	2,700,000円
	計	175,280,000円	175,425,000円
収支差額		9,735,000円	9,590,000円

件名	区立園における安全管理の見直しと徹底について
所管部課名	子ども家庭部子ども施設運営課
内容	<p>区立保育施設の園児が、保育室内で怪我をした事故について、これまでの経過と今後の方針について報告する。</p> <p><b>1 事故発生状況</b></p> <p>(1) 概要</p> <p>令和4年3月9日（水）午前10時頃、4歳児保育室にて4歳児Aが切り絵をして遊んだあと、友達とおしゃべりをしていたところへ、4歳児Bが園庭から保育室に入り、はさみを持った状態で園児Aのそばに立っていた。</p> <p>園児Aは、その際に、15針を縫う怪我を負っていたが怪我の瞬間の目撃者はいなかったため、どのようにして怪我を負ったかは不明である。</p> <p>(2) 園内の状況</p> <p>ア 園庭には1歳児から4歳児まで、最大で42名の園児が遊んでおり、職員は、園児の状況（例：園児の着替えなど）による出入りはあったが、保育士9名体制で園児の見守りを行った。</p> <p>イ 4歳児の保育室内には職員（4歳児担任）1名を配置</p> <p>※ 国の職員配置基準を満たした上で保育を実施</p> <p><b>2 事故発生原因</b></p> <p>(1) 道具の管理が不適切</p> <p>園児Aがはさみを使用した後に、職員は直ちに園児の手が届かない場所にしまうべきであったが、そのまま机の上に置いた状態で、室内にいた担任が園児Aから目を離していた。</p> <p>また、日常使用する道具の取り扱いについて、園の危機管理マニュアル上に明文化していなかった。</p> <p>(2) 職員間の連携欠如</p> <p>園児の動きに関する声掛けがなかったため、園庭から保育室へ入室した園児Bについて、保育室にいた職員は認識していなかった。</p> <p><b>3 改善策及び今後の対応</b></p> <p>(1) 改善策</p> <p>ア 職員間の連携欠如に対する対応</p> <p>職員間の日常的な声掛けはもとより、週1回会議を設け、園児個々の関心や行動の変化について情報共有し、職員全員が同様の認識で見守る体制を構築する。</p>



イ 道具の管理不適切に対する対応

日常使用する道具の取り扱いについて明文化した全園統一のマニュアルを区で令和4年5月中に作成・周知し、道具の管理を徹底する。合わせて危機管理マニュアル全体について漏れがないかを見直す。

ウ 支援が必要な園児を見守る体制の強化

職員配置基準の考え方を抜本的に整理し、現在の配置に加え、施設の状況や園児の状態によって追加配置ができるよう令和4年4月中に規定を見直す。

エ 心理士と保育士による巡回支援の体制構築

支援が必要な園児の成長に応じた心理士と保育士による巡回支援の体制を整える。

(2) 今後の対応

ア 保育室にいた園児にこども支援センターげんきの心理士による保育観察を実施する。

イ 保護者からの個別の相談に応じる体制を整える。

**4 臨時保護者会（1回目）の開催結果**

(1) 日 時

3月19日（土）

① 午後1時

② 午後3時

(2) 出席者（保護者）

① 主に4歳児クラス 18名出席

② 主に1～3歳児クラス 24名出席

①②計 42名出席

(3) 説明内容

事故発生状況、事故原因、改善策

(4) 主な質疑

問 道具の管理はどうしているのか、はさみ以外でも怪我をすることはないのか。

答 使い終わった道具は、道具入れに収納しているが、今回の事故を受け、はさみ以外の道具も検証していく。

問 通常、子どもたちが園庭から保育室に入る際に1回1回声掛けをしているのか。

答 毎回声掛けをしているわけではないが、日々の園児の状況に応じて職員間で声を掛け合っている。

問 職員配置は適切なのか。

答 国基準の職員を配置した上で、配慮が必要な園児の状況に応じて、必要な職員を配置している。

問 事故を目撃した園児に影響はあったのか。

答 事故の翌日に園を巡回できた心理士によれば、現段階では不安を抱えて眠れないなどの園児はいない。あらためて、

	<p>心理士の面談を実施し、状況把握に努める。</p> <p>問 園児が怪我を負ったことは子どもから聞いたが、当初は特に問題ないと伝えられた。蓋を開けたら大きな怪我だったと聞いて驚いている。もっと早く教えてほしかった。</p> <p>答 事実確認が遅れて、保護者への周知が遅くなったことは申し訳ない。</p> <p><b>5 臨時保護者会（2回目）の開催結果</b></p> <p>(1) 日 時 4月9日（土） ① 午前9時 ② 午前10時 ③ 午前11時</p> <p>(2) 出席者（保護者） ① 新5歳児クラス 16名出席 ② 新2・3・4歳児クラス、旧5歳児クラス 7名出席 ③ 令和4年度入園のご家庭（1歳児～5歳児） 11名出席 ①②③計 34名出席</p> <p>(3) 説明内容 ・ 第1回で説明した改善策等の具体化と進捗 ・ ③の方には、事故発生状況等も説明した。</p> <p>(4) 主な質疑 問 心理士による巡回は園から相談があった場合のみ実施するのか。 答 園児の変化にいち早く気が付くのは園である。定期的な巡回はこれまでも行っていたが、今後は園から相談があった場合についても速やかに巡回を行う。</p> <p>問 はさみの使用について注意点や園児への指導方法は職員間で共有されていなかったのか。 答 園内で共有はしてきたが、今回の事故を受けて改めて明文化した。</p> <p>問 全園統一のマニュアルの見直しは、はさみ以外についても行われるのか。 答 はさみ以外にも取扱い方によっては危険を伴う道具もあるため、これを機会に改めて確認し、見直し内容に盛り込んでいく。</p>
<p>問 題 点 今 後 の 方 針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当事者園児の心のケアについて、保護者の了承を得ながら、心理士の派遣等を進めていく。</li> <li>・ 心理士と保育士の巡回支援については、支援児の多い園や地域から進め、保護者の園への安心感を高めていく。</li> </ul>

子ども・子育て支援対策調査特別委員会報告資料

令和4年4月25日

件名	社会福祉法人朝陽会（旧南流山福祉会）の状況について
所管部課名	福祉部 福祉管理課 子ども家庭部 私立保育園課
内容	<p>日ノ出町保育園を運営する社会福祉法人朝陽会（あさひかい／旧南流山福祉会から法人名変更）の現在の状況について報告する。</p> <p><b>1 園長の解雇</b></p> <p>(1) これまでの経緯 社会福祉法人朝陽会から区に対して、令和4年3月18日開催の理事会において、日ノ出町保育園の園長解雇の議案が全会一致で決議され、令和4年4月30日付で法人の理事長から当該園長に「解雇予告通知書」が発令された旨の報告があった。</p> <p>(2) 園長の交代について 現園長の任期は令和4年4月30日までであるが、5月以降の園長は、4月5日現在未定である。</p> <p><b>2 園職員への説明</b></p> <p>4月1日、理事長から園職員に対して、現園長が4月30日をもって解雇となる旨の説明が行われ、園長の不適切な経理について園職員が初めて知ることとなった。</p> <p>なお、多くの園職員から再度の説明を求める声があったため、改めて理事長及び園長が、各々別日に説明の場を設けることになった。</p> <p><b>3 不適切な経理</b></p> <p>令和4年3月18日の理事会において、日ノ出町保育園の園会計において、園職員の給与から控除された約3,000万円（令和2年1月、令和2年5月、令和2年7月、令和3年2月、令和3年10月及び、令和3年12月分）の社会保険料が未納であることが明らかになった。なお、未納金の使途は法人で調査中である。</p> <p><b>4 不適切な支出</b></p> <p>当該園における平成25年度及び平成26年度の不適切な支出（約448万円）について、令和元年6月10日に法人が提出した返還計画に基づいて返還されていることを証明する書類の提出があった。</p> <p>これにより、令和4年3月31日現在で、令和4年2月までの返還を確認した。今後も継続して返還状況を確認していく（令和7年度完済予定）。</p>

	<p><b>5 区の対応について</b></p> <p>(1) 園長の解雇・職員への説明について  法人に対し、園長解雇に至った経緯、解雇理由、新園長の選任予定等について、報告するよう求めている。  なお、新園長の選任は未定であるが、都の認可基準においては、園長は必置であり、安定した保育を維持するためにも、至急、新園長を確保することとともに、職員・保護者へ十分な説明を行うよう法人に求めている。</p> <p>(2) 社会保険料の未納について  法人に対し、社会保険料未納金の状況（時期、金額）、未納金発覚の経緯、未納金支払いのスケジュール等について、報告するよう求めている。</p> <p>(3) 不適切な支出について  平成29・30年度分の不適切な支出についても、返還計画書の提出を法人に求めていたが、提出がなかったため、平成29・30年度分を含めて、不適切な支出が確実に園会計に戻されるよう、法人へ対応を要請していく。  なお、平成31年度以降については不適切な支出は認められていない。</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>園長の解雇または保育士の退職等により保育に影響が出ることが無いよう、新園長の確保状況や、職員・保護者への説明状況を随時、確認していく。</p>

件名	いづみ保育園への対応状況について															
所管部課名	子ども家庭部私立保育園課															
内容	<p>保育士の大量退職により令和4年4月の保育継続ができなくなった、いづみ保育園（運営法人：社会福祉法人泉光会いづみの杜）にかかる対応状況について報告する。</p> <p><b>1 区による「いづみ保育園保護者説明会」の実施</b></p> <p>(1) 日時・会場 令和4年3月27日（日）午後2時～2時30分 こども支援センターげんき 5F研修室2</p> <p>(2) 出席者 保護者7名、傍聴者1名（いづみ保育園長） 計8名</p> <p>(3) 説明内容 いづみ保育園の現状と今後の対応について</p> <p>(4) 保護者からの主なご意見・ご質問</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>NO</th> <th>ご意見・ご質問</th> <th>回答</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>区のアナケート調査等を保護者に報告、説明してほしい。</td> <td>個別具体的な記載があるので、方法を検討する。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>令和4年10月入所から園を再開する判断は、どのように行うのか教えてほしい。</td> <td>保育士の配置の他に、法人が提出した改善策や、区のアナケート調査で分かった課題に対応できているかを確認し、都とも相談しながら再開の判断をしていく。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>転園した園児を支援する専門職とはどのような人か教えてほしい。</td> <td>こども支援センターげんきの心理士や保育士（園長経験者）が行う。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>園が提出した改善策に実効性があるか、退職する保育士にも意見を聞いてほしい。</td> <td>アナケートで保育士から頂いたご意見を踏まえて、区で改善策を分析していきたい。</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 法人による保護者説明会の実施</b></p> <p>(1) 日時・開催方法 令和4年3月31日（木）午後6時45分～7時15分 リモート開催（ZOOM）</p> <p>(2) 参加者 保護者14名、区職員傍聴4名</p>	NO	ご意見・ご質問	回答	1	区のアナケート調査等を保護者に報告、説明してほしい。	個別具体的な記載があるので、方法を検討する。	2	令和4年10月入所から園を再開する判断は、どのように行うのか教えてほしい。	保育士の配置の他に、法人が提出した改善策や、区のアナケート調査で分かった課題に対応できているかを確認し、都とも相談しながら再開の判断をしていく。	3	転園した園児を支援する専門職とはどのような人か教えてほしい。	こども支援センターげんきの心理士や保育士（園長経験者）が行う。	4	園が提出した改善策に実効性があるか、退職する保育士にも意見を聞いてほしい。	アナケートで保育士から頂いたご意見を踏まえて、区で改善策を分析していきたい。
	NO	ご意見・ご質問	回答													
1	区のアナケート調査等を保護者に報告、説明してほしい。	個別具体的な記載があるので、方法を検討する。														
2	令和4年10月入所から園を再開する判断は、どのように行うのか教えてほしい。	保育士の配置の他に、法人が提出した改善策や、区のアナケート調査で分かった課題に対応できているかを確認し、都とも相談しながら再開の判断をしていく。														
3	転園した園児を支援する専門職とはどのような人か教えてほしい。	こども支援センターげんきの心理士や保育士（園長経験者）が行う。														
4	園が提出した改善策に実効性があるか、退職する保育士にも意見を聞いてほしい。	アナケートで保育士から頂いたご意見を踏まえて、区で改善策を分析していきたい。														

	<p>(3) 説明内容</p> <p>冒頭で園長から、質疑応答の時間は設けないとの条件が示された後、令和4年1月15日に法人から依頼を受けた弁護士が退職予定職員にヒアリングを実施したことが報告された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複数の職員が「業務の過多」「園長との不和」「主任の不在」等を退職理由に挙げた。</li> <li>・ 賃金問題、保育士間の不和、子ども・保護者との問題等は退職理由として挙げられなかった。</li> </ul> <p>園長から、職員採用における判断ミス及び、職員への労いに欠けたこと等、反省と保護者への謝罪が述べられた。</p> <p><b>3 区による保育士アンケート・ヒアリング調査について</b></p> <p>区が保育士に対し、令和4年3月10日（木）を期限として実施したアンケート及び3月中に実施したヒアリングにおいて、退職の理由等を調査した。</p> <p>主な回答内容は以下のとおりであり、法人による保護者説明会の内容と大きな相違は見受けられなかった。</p> <p>(1) 正規職員の負担増について</p> <p>職員不足によるシフトの対応や、退職した主任等の業務も担うなど、正規職員の負担が大きかった。</p> <p>(2) 園長の勤務態度について</p> <p>園長の出勤・退勤時間が不規則のため、相談や報告が行いにくいことがあった。</p> <p>(3) 園長の職員に対する態度について</p> <p>園長から、職員の信頼を損なうような態度・言動があった。</p> <p>(4) その他</p> <p>賃金や職員・保護者との人間関係等を退職理由とする回答はなかった。</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>今後、調査結果を踏まえ、東京都や顧問弁護士とも協議・相談のうえ実態を確認し、再発防止に向けた改善項目を取りまとめ、法人に対応を求める。</p> <p>法人が希望する10月入所からの募集再開については、再び在園児に転園を求めることがあってはならず、東京都等の助言を受け慎重に判断していく（判断時期：8月上旬）。</p>